

学習塾等の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日

広島県商工労働総務課
 広島県商工会議所連合会
 広島県商工会連合会
 広島県中小企業団体中央会

(対象施設)

学習塾（個人塾を含む）、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1) 顧客の感染予防

- ◇ 生徒等の施設の利用者に次の協力を要請する。（例：施設内掲示、声掛け等）
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
 - ・授業等の前に体調について自己申告を実施
 - ・体調がすぐれない場合は出席の自粛
- ◇ 入口等に消毒薬を配置して手指消毒できるようにする。あるいは、石鹼等で手洗いができるようにする。
- ◇ 多くの利用者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、利用器具等）について、定時に消毒を実施する。

2) 3密の回避策

- ◇ 運営に当たって、人と人の距離はできるだけ2m（最低1m）空けるように努める。
- ◇ 換気に努める（2方向の窓を数分間程度、毎時2回全開にする。2方向の窓がない施設においては、入口のドアの開放で対応）。出来る限り全てのドアを開放しておく。

3) 従業員の感染予防

- ◇ マスクを着用し、出勤前に健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。
- ◇ 外出帰着時はうがいを行う。

4) 広報

- ◇ ホームページ等を活用し、自社が行っている新型コロナウイルス感染防止対策や入校上の留意事項や利用者への協力内容を発信する。

5) その他

- ◇ オンライン授業の積極的な導入（今後に向けての取り組み）。
- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。

レベル 2 以上の段階で行う感染防止策

1) 3密の回避策

- ◇ 生徒間の距離は十分な距離（できるだけ 2 メートルを目安に（最低 1 m））が確保できるよう、四方の席を開けた席配置を行うなど、施設内を少人数で運営し密集を防ぐ。
- ◇ 音楽教室については飛沫感染のリスクを考慮した運営に努める。
 - ・ コーラス等のグループでの歌唱や大声の発声のレッスンは行わない。
 - ・ 吹奏楽器については個人レッスンのみとする。 など

スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防対策について

令和2年5月15日

| | |
|---|-----------------|
| (| 広島県地域政策局スポーツ推進課 |
|) | 広島県商工労働局商工労働総務課 |
|) | 広島県体育施設協会 |
|) | 一般財団法人広島県水泳連盟 |
|) | 広島県ボウリング場協会 |

【対象施設】

- 体育館、柔道道場、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、バレエ教室、体操教室、ヨガ・ホットヨガスタジオ
- 次の施設のうち、屋内施設
ゴルフ練習場、バッティング練習場、フットサル場
- 次の施設のうち、観客席部分
陸上競技場、野球場、テニス場、サッカー場、フットサル場

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウィルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1 施設入場における注意事項

○ 感染防止の注意喚起

- ・ 受付窓口や掲示、ホームページでの注意喚起
 - ～ 発熱、咳、咽頭痛等の症状や体調不良のある場合の利用の自粛
 - ～ マスク着用や入場制限などの感染防止取組への協力旨の事前周知

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

発熱、咳、咽頭痛等の症状や体調不良のある場合の利用の自粛や、運動実施時を除く施設内におけるマスク着用、場合によっては入場制限があることなどについて、チラシ配布、窓口での積極的に呼びかけ・確認を実施

○ 入場制限による感染リスクの低減

- ・ スタッフの体調管理の徹底
 - ～ 出勤前の検温の徹底、発熱・咳・咽頭痛等の症状や体調不良の場合の出勤停止
- ・ 利用者の体調管理の徹底等
 - ～ 体温、体調などの事前申告の徹底
 - ～ スクール受講生保護者など送迎者の施設内入場の自粛
- ・ 予約受付時に、空いている時間での利用を促すなどの利用調整

○ 施設の出入口に消毒用アルコール等を配置

○ 利用者の氏名・連絡先の把握（代表者のみ）

2 施設内での感染防止に向けた注意事項

○ 飛沫感染・接触感染のリスク低減

・ 密集・密接の回避に向けた注意喚起

- ～ 集団で行う競技、近接して行う競技、身体接触がある競技などを実施する場合は、各競技団体等が示す指針などに基づき、密集や密接を回避するよう注意を喚起

- ・トレーニングジム利用における感染予防対策の徹底
 - ～「スポーツ施設（スポーツクラブなどの運動施設）の営業再開に向けた感染予防対策について（令和2年5月15日）」に準拠した感染予防対策を徹底

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆密集・密接が想定される用途での利用制限

利用受付時に、利用人数や利用用途、利用形態などを確認し、身体的接触を伴うコンタクトスポーツ等における試合・対戦形式の利用など、密集や密接が想定される場合は利用を制限

◆トレーニングジムの利用制限

体育館等に併設されているトレーニングジムについては、過去にクラスターが発生しており、感染リスクが高いことから利用を制限

・人と人の間の間隔の確保

- ～受付窓口等の利用者集合が想定される場所など、2m間隔の目安の表示
- ～廊下、階段など通路をテープ表示で区切るなど、施設内通路の非対面通行化
- ～コート、レーン等の交互利用、練習場等の同時利用人数の制限などによる、身体的距離の確保

・共用器具、貸出用具、共用箇所の定期的な消毒の実施

- ～複数人で利用する運動用具やドアノブ、テーブル、スイッチなどの共用部分、貸出用具等の定期的な消毒
- ～多数が接触するドアノブ等の共用箇所付近には、利用者も使えるよう消毒用アルコール等を配置

※水泳場においては塩素濃度のモニタリングを厳密に実施

・更衣室、シャワー室、トイレ等の管理の強化

- ～定期的に換気・消毒を実施
- ～利用者にも利用後の換気・消毒の協力を依頼（消毒用アルコール等を配置）
- ～ハンドドライヤー・共用タオル使用を禁止し、ペーパータオル等を配置
- ～更衣室の利用状況を管理し、同時利用人数を制限

・ゴミの廃棄における感染防止

- ～鼻水・唾液等の付着したゴミの密閉処理、回収時の手袋着用

・換気の徹底

- ～出来る限り全てのドアを開放
- ～窓がない部屋については、空調機器を稼働させるなど室内空気の滞留を回避

※ホットヨガスタジオにおいては、1クラスごとに換気を実施

<利用者向け>

- ・手洗いの徹底、可能な限りマスクの着用
- ・対面での会話、大声での応援、ハイタッチなどの行動の自粛
- ・更衣室や休憩スペースなど共用施設での長時間利用の自粛、対面利用・会話の自粛

＜従業員等向け＞

- ・ マスクまたはフェイスガードの着用、手洗いの徹底
- ・ 受付窓口等における飛沫感染、接触感染リスクの低減措置
 - ～ アクリル板の設置、透明ビニールシートによる遮蔽
 - ～ トレーを介した金銭の授受や手袋の使用、都度の手指の消毒
- ・ スクールバス等による送迎時における車内での換気、席間確保
- ・ スクール指導時の飛沫感染、接触感染リスクの低減措置
 - ～ 指導者のフェイスガード着用、身体的接触を伴わない指導・身体的距離を確保した指導の実施
 - ～ 受講者の体調異常等を常に観察し、状況に応じた対応実施（注意喚起や退室など）
 - ～ 受講者同士の対面会話や身体的接触等、受講者の行動に対する注意喚起

3 その他

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆ 県外からの利用自粛

予約受付時に、県外からの利用については自粛を要請（ホームページや掲示でも事前周知）

【レベル2以上の段階で行う感染防止策】

◆ イベントや大会の実施における感染防止対策の実施

参加人数を極力少数（最大でも50人程度）とし、次の点に留意の上、実施を検討

ア 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと

イ 大声での発声や声援、近接した距離での会話等が控える環境を確保できること

ウ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

○ 感染予防対策の徹底

- ・ 対策責任者・担当者を設定し、本対策を徹底

キャンプ場の開場に向けた感染防止対策の考え方について

令和2年5月15日
広島県危機管理課

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

■スタッフ・運営

- ・勤務前に検温及び聞き取りによる体調調査を実施し、健康状態を確認し、体調が悪い場合は自宅で休養させることを徹底。
- ・従業員の手洗い・うがい・アルコール消毒・マスク着用を徹底。
- ・テーブルやドアノブ等、こまめにアルコール消毒や水拭き清掃等を実施。
- ・密閉空間にならないよう事務所やサニタリー棟など出来る限り全てのドア・窓を開放し、換気を実施。
- ・トイレ、炊事場等不特定多数が接触する蛇口、水洗等レバーなどは、清掃時など1日2回程度、丁寧にアルコール又は水拭き清掃を実施。
- ・遊具等定期的に消毒を実施。
- ・コテージなど宿泊施設において、利用者の安全を考慮し、通常清掃に加えアルコール消毒を実施。（利用者及びスタッフが触れやすいドアノブやテーブル等を重点的に、アルコールスプレーの散布等を実施。）
- ・感染拡大防止のため、当面の間はイベント（ウェルカムイベント等）自粛。
- ・管理棟やトイレ等に消毒用のアルコール等を設置する。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミ、使い捨てられたマスクは、ビニール袋に入れて密封して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用して、マスクや手袋を外した後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。
- ・対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。
- ・フロントにシールドを設置。
- ・貸し出したテントや寝袋などの物品は、アルコールなどで清掃を行う。

■利用者へのお願い

- ・感染症の疑いがある方は利用不可とする。
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある利用者に対しては、入場を自粛するように、掲示に

より注意喚起する。

- ・出発前に検温し、発熱がある場合は利用不可とする。
- ・チェックイン時の管理センターの受付は、代表者のみの入場とする。
- ・咳エチケットやマスク着用、施設使用後に手洗いを促すよう掲示する。
- ・チェックインやチェックアウト時、また売店利用時などには積極的に消毒液を利用する。
- ・発熱等体調が悪い場合は管理棟スタッフへ知らせる。

レベル2以上の段階で行う感染防止対策

■スタッフ・運営

- ・キャンプサイトを1サイト空ける等、十分な間隔を空けての利用を実施。
- ・密閉・密集・密接の3密を避けるため、グループでのご予約は、不可とし、1予約1サイトまでとし、これらの利用制限について、施設のホームページや掲示において周知する。

■利用者へのお願い

- ・レベル2の間の利用は、「県内在住の方」のみ対象とする。
- ・複数サイトでのご予約不可（1予約1サイトまで）
- ・チェックイン時に健康状態を確認する。
- ・受付時に利用者情報記入シートを渡すので、チェックアウト時にフロントに提出する。

釣り堀等の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日

広島県商工労働総務課

広島県農林水産総務課

(対象施設)

釣り堀、潮干狩り、遊漁船、観光農園、観光遊船

【基本的事項】 レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1) 利用者の感染予防

- ◇ 施設の利用者等に次の協力を要請する。(例:施設内掲示、声掛け等)
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
 - ・体調がすぐれない場合は入場を自粛
- ◇ 入口等に消毒液を設置する。

2) 3密の回避策

- ◇ 人と人の間隔はできるだけ2m(最低1m)空けるように努める。
- ◇ 屋内施設については、換気に努める。(2方向の窓を数分間程度、毎時2回全開にする。2方向の窓がない場合は、入口のドアを開放するなどで対応する。)
- ◇ 通路や園路を一方通行として、できる限り対面とならない環境とするよう努める。(施設の構造上対応できない場合を除く。)
- ◇ 受付窓口やレジ等にビニールシートを吊り下げるなど、飛沫の飛散を防ぐ。

3) 従業員の感染予防

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤前に健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状のある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、各種作業の後、トイレの後、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。

4) 広報・その他

- ◇ ホームページ等を活用し、対象施設において行っている新型コロナウイルス感染防止対策や施設の利用上の留意事項及び利用者への協力内容を情報発信する。
- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。

レベル2以上の段階で行う感染防止対策**○ 3密の回避策等**

- ◇ 利用者間の間隔は十分な距離(できるだけ2メートルを目安に)が確保できるよう、席の配置等の工夫を行い、間隔を確保できない場合は、施設への入場制限を行うなどにより、施設内の密集を防ぐ。
- ◇ 多くの利用者が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり等)について、定時に消毒を実施する。
- ◇ 県外からの利用を自粛するよう、施設の予約受付時やホームページ等で利用者に協力を呼び掛ける。

遊園地等の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日

広島県商工労働総務課
 広島県商工会議所連合会
 広島県商工会連合会
 広島県中小企業団体中央会

(対象施設)

テーマパーク、遊園地

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1) 顧客の感染予防

- ◇ お客様に次の協力を要請する（例：施設内掲示、声掛け等）。
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
 - ・体調がすぐれない場合の入場の自粛
- ◇ 入口等に消毒薬を配置して手指消毒できるようにする。あるいは、石鹼等で手洗いできるようになる。
- ◇ 多くの利用者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、利用器具等）について、定時に消毒を実施する。
- ◇ お客様に十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を空けた待機を促すよう、入場や各アトラクションを待つスペースの床に目安になるサインを設置する。
- ◇ 入場券等のレジ前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ。
- ◇ 現金受け渡し時の接触機会削減のため手渡しを避け、コイントレーの使用を励行する。

2) 3密の回避策

- ◇ 換気に努める（2方向の窓を数分間程度、毎時2回全開にする。2方向の窓がない施設においては、入口のドアの開放で対応）。出来る限り全てのドアを開放しておく。
- ◇ 通路や園路を一方通行として、できる限り対面とならない環境するよう努める（施設の構造上対応できない場合を除く）。

3) 従業員の感染予防

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤前に検温等の健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。
- ◇ 外出帰着時はうがいを行う。

4) 広報

- ◇ ホームページ等を活用し、自社が行っている新型コロナウイルス感染防止対策や入場の留意事項や利用者への協力内容を発信する。

5) その他

- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。

レベル2以上の段階で行う感染防止策

1) 感染防止策

- ◇ 県外からの利用を自粛するよう、施設の予約受付時やホームページ等で利用者に協力を呼び掛ける。

2) 3密の回避策

- ◇ グループが違う利用者の間隔は十分な距離（マスク着用1メートルを目安に）が確保できるよう、アトラクション等の前後の席を開けた配置にする
- ◇ 必要に応じて、入場制限を行うなどにより施設内での密集を防ぐ。

パチンコ店における感染防止対策

令和2年5月15日

広島県遊技業協同組合

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1. 店休日などをを利用して、店内の徹底した清掃・消毒を実施する
2. 全従業員の、出勤時における体温チェック及び体調確認を実施する
3. 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない
4. 店舗全ての出入口に消毒液を配置し、常時の利活用を実施する
5. 開店前にお客様が並ばないよう、整理券等の利用や抽選を実施する
6. 全従業員が、マスクの着用を実施する
7. マスクを着用しないお客様へは、入場制限を実施する
(マスクの有償配布等も検討し、徹底したマスク着用を実施する)
8. 遊技台両側面の分煙ボード等を活用し、隣席への飛沫感染防止を徹底する
9. 出入口や排煙窓の開放を利用し、定期的な換気を実施する
(4月以降は店内禁煙であるが、元来、喫煙者が多い環境で店内の空気環境への対策として、1時間に5~10回の機械的・自動的な強制換気を実施中)
10. 混雑時の入場を制限する
11. 店舗内で大声を発することを禁止する
12. 店舗内で激しい運動等を禁止する
13. 遊技をしながらの食事を禁止する
14. お客様が入れ替わる度に、遊技台(ハンドル・ボタン等)消毒を実施する
15. 景品カウンターにシールドを設置する
16. 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する

レベル2以上の段階で行う感染防止対策

1. 店舗の利用は、「県内在住の方」のみとする
【県外からの利用はHPや店舗内外の掲示、店内放送による積極的な呼びかけ等を実施し、自粛を要請する】
2. 閉・開店時間の前・後倒しなど、営業時間の短縮を実施する
3. 週1回程度の店休日を実施する
4. 開店前・後の入場時における、お客様の体温チェックを実施する
(発熱のあるお客様は、入場をお断りする)
5. 朝の開店時、お客様同士が間隔を2m開けての入場を実施する
6. 分煙ボード等の設置が無い環境の店舗では、遊技台の電源を1台置きに入れ、お客様同士の間隔を開けて着席していただく
7. トイレ等に設置される、ジェットタオルの利用停止を実施する
8. 集客を目的とした、全ての広告宣伝の自粛継続を実施する
9. BGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大聲での会話が行われていないことを確認できる状態とする

マージャン店における感染防止対策

令和2年5月15日
広島県危機管理課

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

- 店休日などをを利用して、店内の徹底した清掃・消毒を実施する
- 全従業員の、出勤時における体温チェック及び体調確認を実施する
- 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない
- 店舗全ての出入口に消毒液を配置し、常時の利活用を実施する
- 窓口等不特定多数の者と接する業務に従事する従業員、利用者等の石けんによる丁寧な手洗いの徹底
- アルコール消毒液による職員等の手指消毒及び施設・ドアノブ・手すり・資機材等の消毒の徹底
- 特に、麻雀卓、麻雀牌、点数棒、コーナーテーブル等は、1組の利用が終了する毎、アルコール消毒液による消毒の徹底
- 窓を開放する、常時換気扇を作動させる、できる限りすべてのドアを開放しておくなど、店内の換気に努める。
- 従業員やお客様のマスク着用の徹底
- 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する

レベル2以上の段階で行う感染防止対策

- 週1回程度の店休日を実施する
- 麻雀卓同士の距離が2m以上開くように、麻雀卓の稼働を1卓置きにする等、麻雀卓同士の間隔を開けてお客様に着席していただく
- 長時間にわたる場合は、3時間に1回、麻雀卓、麻雀牌、点数棒、コーナーテーブル等の清掃、消毒の徹底
- 店舗内で大声を発することを禁止する
- 麻雀をしながらの食事を禁止する（酒類を含む）

ゲームセンターにおける感染防止対策

令和2年5月15日

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

① 総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することが前提である。
- ・ 感染防止のための来場の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のような手段が考えられる。
 - 来場可能者数の制限
 - 日時指定営業時間短縮の導入
 - 地域に配慮した営業時間の導入（時間短縮）等
- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、事業再開の中止又は延期の検討や、一部遊技設備の運用の中止の検討を行うこととする。
- ・ 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- ・ 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。
- ・ 高齢者等の感染した場合の重症化リスクが高い来場者に対して、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

② 来場者の安全確保のために実施すること

- ・ 来場前には、マスクの着用を促し、代用としてハンカチなどを要請。来場を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・ 以下に該当する者の入館制限を実施するとともに、必要に応じて来場者に対する検温を実施する。
 - 来館時に巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛け検温を行い、個人の平均熱概ね+0.5°C以上の発熱があった場合
 - 軽度であっても咳などの症状がある場合
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検を行う。（以下、消毒液に関する記載において同じ）の徹底を促す。
- ・ 感染防止の注意喚起のための店内周知を行うこと。

③ 従事者の安全確保のために実施すること

- ・ 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ 従事者に対して平熱体温を登録し、勤務時に検温を促し、特に個人の平熱概ね+0.5°C以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内で記録する。
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

④ 特に留意すべきこと

- ・ 直接手で触れることができる設備については定期的に消毒するなど感染防止を徹底する。また、来場者に対して、直接手で触れるような設備については触れる前に消毒を行うことなどの注意喚起や使用方法の工夫を行う。
- ・ 特定の場所の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・ 来場者が、大声を出す、飲食をする等をしないよう注意喚起を行うこととする。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - 速やかに別室或いは施設外への誘導を行う。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - 保健所等へ連絡し、指示を受ける。
 - 症状が重篤な場合は、保健所等とも相談し、医療機関へ搬送する。

⑤ 施設管理

ア) 施設内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
(換気については支障をきたさない範囲で実施する。)
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(遊技機操作レバー、プッシュボタン、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、両替・券売機など)に留意する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、手洗いを行う。

イ) 休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。

- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルや個人用タオルを準備する。
- ・ (トイレの混雑が予想される場合), 最低 1m (できるだけ 2m を目安に) の間隔を空けた整列を促す。

⑥ 広報・周知

- ・ 従事者及び来場者に対して、以下について周知する。
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

レベル 2 以上の段階で行う感染防止対策

上記、緊急事態宣言解除後も行う対策に加え、

- ・ 遊技機の座席間隔を設け、物理的に間引き・遮蔽パネル等を講じる。
- ・ 遊技機を低音量に設定し対応する。

令和2年5月15日
広島県食品生活衛生課

動物愛護団体の動物とのふれあい・譲渡会再開に向けた感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

【基本的な考え方】

3密（密閉、密集、密接）の回避、マスク着用（飛沫感染防止）、こまめな手洗いを対策の三本柱とし、濃厚接触（1メートル程度で15分以上接触）を予防する。

【条件】

1) 来場者の感染予防

- ◇ 来場者にマスクの着用を促す。
- ◇ 来場者が石鹼で手を洗える、又はアルコール等で手指消毒ができる環境を整える。

2) 3密の回避策

- ◇ 少人数で滞在時間を制限するなど、密集を防ぐ。
- ◇ 動物とのふれあい時又は譲渡時には、来場者同志の間隔を十分にとる。
- ◇ 屋内の場合、換気に努める（2方向の窓を数分間程度、毎時2回全開にする又は営業中は常時換気扇を作動させる）。

3) 従業員へのケア

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤時に連日、健康チェックを行う。発熱（37.5℃以上）がある場合は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、作業後、トイレの後、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。

4) 対策責任者

対策責任者・担当者を決め、本計画を遂行する。

公民館、その他の社会教育施設の開館に向けた考え方について

令和 2 年 5 月 15 日

広島県教育委員会

【基本的な考え方】

公民館、その他の社会教育施設を開館するに当たっては、次のような対策に加え、必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ 2 メートルを目安に）を確保するなどの徹底した感染防止対策を行うこと。その際には、対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行すること。

公民館、その他の社会教育施設の中には、集会室、研修室、ホールなど「多目的ホール等」に類似した施設、フィットネスルーム、運動室など「体育館等のスポーツ施設」と同じような機能を有する施設等があることから、それらについては、それぞれの施設ごとに別途示される一定の条件による感染防止対策等を徹底すること。

この感染防止対策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、レベル 1 においても継続すること（レベル 2 以上の段階で行う感染防止対策と明示されているものを除く。）。

なお、感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

(注) 下線はレベル 2 以上の段階で行う感染防止対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

<利用者向け>

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入館を自粛するように掲示により注意喚起する。レベル 2 以上の段階では掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。（入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル 2 以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。なお、スタッフの配置が難しい場合には、例えば、入口からの導線を工夫するなどにより、来館者が窓口等に立ち寄るようにした上で、声掛け等の対応を行うこと。）
- ・利用者にマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者については、入館を自粛するように掲示により注意喚起する。レベル 2 以上

段階では掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。
(入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。なお、スタッフの配置が難しい場合には、例えば、入口からの導線を工夫するなどにより、来館者が窓口等に立ち寄るようとした上で、声掛け等の対応を行うこと。)

- ・施設の入口、出口に消毒用のアルコール等を配置する。
レベル2以上の段階では、多くの利用者等が手を触れる箇所(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど)の付近にも消毒用のアルコール等を配置する。
- ・レベル2以上の段階では、バスなどによる団体での来館をしないように促す。
(レベル1においては別途、状況を踏まえて判断する。)
- ・レベル2以上の段階では、施設のホームページや掲示において、県外からの利用を自粛するように促す。 (レベル1においては県外への移動の自粛要請の状況を踏まえて判断する。)

<職員向け>

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、自宅で休養させることを徹底する。
- ・職員はマスクを着用した上で、利用者から物品や金品を受領する場合においては、触れる箇所を最低限とする工夫(トレーの使用や手袋着用など)を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（館内における注意事項）

<利用者向け>

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する、また、会話を控えめにすることや大声での会話の自粛を促すことについて、掲示する。

レベル2以上の段階では掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

(入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。なお、スタッフの配置が難しい場合には、例えば、入口からの導線を工夫するなどにより、来館者が窓口等に立ち寄るよう

した上で、声掛け等の対応を行うこと。)

<施設向け>

- ・チケット売り場や受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前、始業後に、丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
レベル2以上の段階では、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ・レベル2以上の段階では、机・椅子、マイク等貸し出した物品については、その都度、消毒を実施すること。
- ・青少年教育施設は、レベル2以上の段階では、日帰り利用のみとし、宿泊・入浴は実施しない。
宿泊については、布団を敷く際に、隣と十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保すること。また、部屋は窓を開けるなどして常に換気を行うことを基本とする。窓を開けることが困難な場合は、空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避ける。
入浴については、時間帯を分けるなど、同じ時間での利用人数を減らし、密集を避けること。
食堂については、利用時間帯を分けるなど、同じ時間での利用人数を減らし、密集を避けるとともに、大皿などの食事の取り分けは避け、個別配膳などの利用とする。また、全員が同一方向を向いて食事する、会話を控えるなどの対応をとること。
- ・図書室については、レベル2以上の段階では、図書の貸出のみとし、閲覧スペースにおける着座による読書や調べ学習を行わない等、来館者の施設内での滞在が短時間となる利用に限る。
- ・トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため、不特定多数が接触する場所は、始業前、始業後に丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また、ハンドドライヤーは使用しない。
- ・休憩スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられるため、一度に休憩する人数を減らし対面で食事や会話をしないようにする。

また、換気に留意し、始業前、始業後に丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

- ・鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避、3密の回避）

- ・チケット売り場、入退出時（入退出時の行列を含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保する。
- ・通路（廊下、階段）を一方通行とし、対面とならない環境をつくる。（施設の構造上対応できない場合を除く。）
- ・施設内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし、確保できない場合は利用の制限等を行うこと。特に子供が多く集まることが想定される場合は厳格に行うこと。
- ・入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも、人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし、確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限、整理券の発行等）を検討すること。
- ・人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することができない場合には入場制限や利用時間制限の可能性があることを施設のホームページや掲示において周知すること。
- ・来館者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じること。
- ・レベル2以上の段階では、固定座席等の施設・設備においては、人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう、四方を空けた席配置等を行う。
(レベル1においてはイベントの対応の状況を踏まえて判断する。)
- ・利用者が通行する部屋や廊下に2メートル間隔で目印テープを貼付するなど対人距離を可視化する。

- ・屋内施設については、1時間に1回は窓を開けるなど換気を行い、密閉空間にしない。
可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- ・窓がない部屋については、空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避ける。

4 その他

上記の3つの対応のほか、それぞれの施設の特性やイベント等の状況に応じて、感染防止に必要な措置を実施

(イベントでの対応)

- ・比較的少人数（最大でも50人程度）のイベント（公民館等における主催事業及び貸館事業を含む。）については、次のような感染防止対策を講じた上で、段階的な制限の解除を行う。
 - ア 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人の間隔はできるだけ2メートルを目安に）
 - イ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
 - ウ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。
 - エ イベントのうち、体操など体を動かす活動については、「スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防策」を徹底し、身体接触度の高いスポーツでの利用は自粛すること。
- (レベル1においてはイベントの対応の状況を踏まえて判断する。)

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～
(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- ・多目的ホール等の開館に向けた考え方について
- ・スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防策について
- ・新しい働き方様式
職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用する。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/new-workstyle/>

多目的ホール等の開館に向けた考え方について

令和2年5月15日
広島県環境県民総務課

【基本的な考え方】

多目的ホール等（※）を開館するに当たっては、人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保するなど、次に掲げる対策を踏まえ、徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、レベル1の状況にあると判断されても継続をお願いしたい。（レベル2以上の段階と明示されている対策を除く。）

なお、感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用しつつ、この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

※多目的ホール、文化会館、集会場、展示場

（注）枠内下線はレベル2以上の段階での対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

（1）利用者向け

ア 発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入館を自粛するよう掲示により注意喚起する。

【「ア」におけるレベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。

イ 利用者にマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者に対しては、入館を自粲するよう掲示により注意喚起する。

【「イ」におけるレベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。

ウ 施設の入口、出口に消毒用のアルコール等を配置し、こまめな利用を提示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、施設の出入り口に加え、多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置し、こまめな利用を提示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

エ レベル2以上の段階では、イベント主催者への呼びかけ、施設のホームページや掲示において、バスなどによる団体での来館自粛を要請する。
(レベル1と判断された以降は別途、状況を踏まえて判断する。)

オ レベル2以上の段階では、イベント主催者への呼びかけ、施設のホームページや掲示において、他都道府県からの来館自粛を要請する。
(レベル1と判断された以降は別途、状況を踏まえて判断する。)

(2) 職員向け

- ア 発熱や、軽度であっても風邪の症状等があるなど体調が悪い場合は、自宅で休養させることを徹底する。
イ 職員はマスクを着用した上で、利用者から物品や金品を受領する場合においては、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（館内における注意事項）

(1) 利用者向け

- ア 施設内では咳エチケットの徹底、こまめな手洗い、会話を控えめにすること及び大声での会話の自粛について掲示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。)

(2) 施設向け

- ア 受付カウンターやチケット売り場など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

イ 多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）は、始業前、終業後に、丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

「イ」において、レベル2以上の段階では、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

ウ 休憩スペースにおいては、一度に休憩する人数を制限するとともに、対面での食事や会話を防げるよう、いすやテーブルの配置を工夫（利用不可等の張り紙貼付や一時撤去など）する。また、始業前、終業後に丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

エ 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

オ トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため、不特定多数が接触する箇所は、始業前、終業後に丁寧にアルコールまたは水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また、ハンドドライヤーが設置してある場合は、使用禁止措置を講じる。

カ スタッフのユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

ク レベル2以上の段階では、閲覧等に供する資料・図書・チラシなどの提供サービスは実施しない。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避、3密の回避）

- (1) 入退出時（入退出時の行列を含む）、窓口カウンター、チケット売り場、物販場所及びロビー等の集合場所等において、人ととの十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保する。
- (2) 通路（廊下、階段）を一方通行とし、対面とならない環境をつくる。（施設の構造上対応できない場合を除く。）
- (3) 施設内の移動においても、人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することとし、確保できない場合は入場の制限等を行う。

- (4) 入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも、人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できる工夫（床への目印テープ貼付による対人距離の可視化など）を講じることとし、確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限、整理券の発行等）を講じる。
- (5) 人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を確保することができない場合には、入場制限や利用時間制限の可能性があることを施設のホームページ及び掲示において周知する。
- (6) 来館者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じる。
- (7) 屋内施設については、1時間に1回は窓を開けるなど換気を行い、密閉空間にしない。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- (8) 窓がない部屋については、空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避ける。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

- (9) レベル2以上の段階では、固定座席等の施設・設備においては、人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）が確保できるよう、四方を空けた席配置等を行う。（レベル1と判断された以降はイベントの対応の状況を踏まえて判断する。）

【レベル2以上の段階での更なる取組】

4 イベントへの対応

比較的少人数（最大でも50人程度）のイベントについては、次のような感染防止対策を講じた上で、段階的な制限の解除を行う。

- (1) 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人ととの間隔はできるだけ2メートルを目安に）
- (2) 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話、または吹奏楽器の演奏等、飛沫感染のリスクが原則想定されないこと
- (3) その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。
(レベル1と判断された以降はイベントの対応の状況を踏まえて判断する。)
- (4) イベント主催者に対しても、上記対策を徹底させること。

5 対策の遂行

各施設においては、対策責任者・担当者を決め、上記の対策を遂行すること。

【参考資料】

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践
例～（2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

ネットカフェ等の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日

広島県商工労働総務課
 広島県商工会議所連合会
 広島県商工会連合会
 広島県中小企業団体中央会

(対象施設)

ネットカフェ、漫画喫茶

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1) 顧客の感染予防

- ◇ お客様に次の協力を要請する（例：施設内掲示、声掛け等）。
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
 - ・体調がすぐれない場合の入店の自粛
- ◇ 入口等に消毒薬を配置して手指消毒できるようにする。あるいは、石鹼等で手洗いができるようになる。
- ◇ 読み終えた漫画や雑誌等は専用の棚へ返却（従業員が消毒後、本棚へ戻す）。
- ◇ 多くの利用者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、利用器具等）について、定時に消毒を実施する。個室については利用ごとに消毒を徹底する。
- ◇ レジ前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ。
- ◇ 現金受け渡し時の接触機会削減のため手渡しを避け、コイントレーの使用を励行する。

2) 3密の回避策

- ◇ 運営に当たって、人と人の距離はできるだけ2m（最低1m）空けるように努める。
- ◇ 換気に努める（2方向の窓がない施設においては、入口のドアの開放で対応）。出来る限り全てのドアを開放しておく。

3) 従業員の感染予防

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤前に検温等の健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。
- ◇ 外出帰着時はうがいを行う。

4) 広報

- ◇ ホームページ等を活用し、自社が行っている新型コロナウイルス感染防止対策や入店上の留意事項や利用者への協力内容を発信する。

5) その他

- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。

レベル2以上の段階で行う感染防止策

1) 感染予防

- ◇ 共有スペースでは、必ずマスク着用。
- ◇ 県外からの利用を自粛するよう、施設の予約受付時やホームページ等で利用者に協力を呼び掛ける。

2) 3密の回避策

- ◇ 利用者の間隔は十分な距離（マスク着用 1 メートルを目安に）が確保できるよう、施設の四方の席を開けた配置にするとともに、入場制限を行うなどにより施設内での密集を防ぐ。

勝馬投票券発売所等の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日
広島県商工労働総務課
広島県農林水産総務課

(対象施設)

勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外馬（舟）券場

県内の各対象施設については、関係団体での判断に基づき、県が施設の使用制限及び催物の開催の停止等への協力要請を行った4月18日以前から、営業の取りやめ等の措置を講じており、レベル2での制限解除後においても、今後の関係団体における感染防止対策を踏まえて、施設の利用再開を適切に判断して対応するよう要請を行う。

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1) 利用者の感染予防

- ◇ 施設の利用者等に次の協力を要請する。(例: 施設内掲示、声掛け等)
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
 - ・体調がすぐれない場合は入場を自粛
- ◇ 入口等に消毒液を設置する。

2) 3密の回避策

- ◇ 人と人の間隔はできるだけ2m（最低1m）空けるように努める。
- ◇ 屋内施設については、窓及び入口のドア含めてできる限りすべてのドアを開放して換気に努める。

3) 従業員の感染予防

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤前に健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状のある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、各種作業の後、トイレの後、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。

4) 広報・その他

- ◇ ホームページ等を活用し、対象施設において行っている新型コロナウイルス感染防止対策や施設の利用上の留意事項及び利用者への協力内容を情報発信する。
- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。

レベル2以上の段階で行う感染防止対策

○ 3密の回避策等

- ◇ 利用者間の間隔は十分な距離（できるだけ2mを目安に）が確保できるよう、席の配置等の工夫を行い、間隔を確保できない場合は、施設への入場制限を行うなどにより、施設内の密集を防ぐ。
- ◇ 多くの利用者が手を触れる箇所（テーブル、ドアノブ、手すり等）について、定時に消毒を実施する。
- ◇ 県外からの利用を自粛するよう、施設の予約受付時やホームページ等で利用者に協力を呼び掛ける。

商業施設の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日

広島県商工労働総務課
 広島県商工会議所連合会
 広島県商工会連合会
 広島県中小企業団体中央会

(対象施設)

金券ショップ、整体院、写真屋、フォトスタジオ、仏壇店、宝石類や金銀の販売店、おもちゃ屋・鉄道模型店、囲碁・将棋盤店、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、日焼けサロン、美術品販売、展望室、占い屋、生活必需物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

【基本的事項】レベル1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1) 顧客の感染予防

- ◇ お客様に次の協力を要請する（例：施設内掲示、声掛け等）。
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
 - ・体調がすぐれない場合の入店の自粛
- ◇ 入口等に消毒薬を配置して手指消毒できるようにする。あるいは、石鹼等で手洗いができるようになる。
- ◇ お客様に十分な距離（できるだけ2メートルを目安に）を空けた待機を促すよう、レジ待ちのスペースの床に目安になるサインを設置する。
- ◇ レジ前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ。
- ◇ 現金受け渡し時の接触機会削減のため手渡しを避け、コイントレーの使用を励行する。
- ◇ 買物カートのハンドル部分や手すりなどについて定時に消毒する。

2) 3密の回避策

- ◇ 換気に努める（2方向の窓を数分間程度、毎時2回全開にする。2方向の窓がない施設においては、入口のドアの開放で対応）。出来る限り全てのドアを開放しておく。
- ◇ 混雑時間帯を掲示してオフピークタイムでの買い物を呼びかける。

3) 従業員の感染予防

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤前に検温等の健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。
- ◇ 外出帰着時はうがいを行う。

4) 広報

- ◇ ホームページ等を活用し、自社が行っている新型コロナウイルス感染防止対策や入店上の留意事項や利用者への協力内容を発信する。

5) その他

- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本対策を遂行する。

レベル2以上の段階で行う感染防止策

1) 3密の回避策

- ◇ お客様の入店時間を調整するなど、店内での密集を防ぐ。
- ◇ 開店直後等の混雑や混乱の緩和を図る（例：マスクは開店時には販売しない旨を告知する 等）。
- ◇ 売場の混雑回避と商品供給の安定化を図る観点から混雑を発生させる集客PRを実施しない。

住宅展示場の営業再開に向けた感染予防策について

令和2年5月15日

広島県住宅課

(対象施設)

住宅展示場（戸建て、マンション）

【基本的事項】 レベル 1においても引き続き行う感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

1) 顧客の感染予防

- ◇ 受付時及び展示場内での利用者同士の間隔の確保
 - ◇ モデル住宅への入場者数の制限
 - ◇ 住宅の特性を踏まえつつ十分な換気対策を行う。（可能な限り全ての窓やドアを開放する。2方向の窓を1回、数分間程度、毎時2回全開にする等）
 - ◇ 入場時、退場時の手指消毒や利用者のマスク着用の徹底
 - ◇ 入口等に消毒薬を配置して手指消毒できるようにする。あるいは、石鹼等で手洗いできるようにする。
 - ◇ ドアノブ、手すり等の手の触れる部位のこまめな消毒の実施
- なお、万が一の感染発生時の疫学的調査のため、施設利用者の氏名・連絡先等を受付時に把握すること。

2) 従業員の感染予防

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤前に健康チェックを行う。
- ◇ 発熱、咳、倦怠感等の症状がある従業員は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。
- ◇ 外出帰着時はうがいを行う。

3) 広報

- ◇ ホームページ等を活用し、自社が行っている新型コロナウイルス感染防止対策や入場時の留意事項等を発信する。

4) 対策責任者

- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本計画を遂行する。

レベル 2 以上の段階で行う感染防止策

- ◇ イベント実施の自粛（次の感染防止策を講じた比較的小人数（最大でも50人程度）のイベントを除く。）
 - (イベントにおける感染防止対策)
 - ・3密の発生が原則想定されないこと。
 - ・大声での発声や近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
 - ・入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等、適切な感染防止対策が講じられること。

令和 2 年 5 月 15 日
広島県食品生活衛生課

ペットショップにおける感染防止対策

職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。

【基本的な考え方】

3 密（密閉、密集、密接）の回避、マスク着用（飛沫感染防止）、こまめな手洗いを対策の三本柱とし、濃厚接触（1 メートル程度で 15 分以上接触）を予防する。

【条件】

1) 顧客の感染予防

- ◇ お客様に次の協力を要請する。（施設内掲示で良い。）
 - ・マスクの着用
 - ・咳エチケットや手洗い等の感染予防対策
 - ・体調がすぐれない場合の従業員への声かけ
- ◇ 入口等に消毒液を設置する。
- ◇ お客様に一定間隔を空けた待機を促すよう、レジ待ちのスペース床に、距離を空けてもらう目安になるサインを設置する。
また、展示スペースの床にも距離を空けてもらう目安になるサインを設置する。
- ◇ レジ前に透明の間仕切りを吊り下げ、飛沫の飛散を防ぐ。
なお、生体販売時の顧客への事前説明も間仕切りを挟んで行う等、飛沫の飛散を防ぐ。
- ◇ 現金受け渡し時の接触機会削減のため手渡しを避け、コイントレーの使用を励行する。

2) 3 密の回避策

- ◇ 営業中は常時換気扇を作動させるなど、換気に努める。
- ◇ 混雑時間帯を掲示してオフピークタイムでの買い物を呼びかける。
- ◇ 対面での会話はできる限り 15 分以内とする。

3) 従業員へのケア

- ◇ 従業員はマスクを着用し、出勤前に連日、健康チェックを行う。発熱（37.5℃以上）がある場合は出勤しない。
- ◇ 出勤時、外出帰着時、作業後、トイレの後、食事の前には必ず石鹼で手を洗う。

4) 対策責任者

- ◇ 対策責任者・担当者を決め、本計画を遂行する。

一般公衆浴場以外の入浴施設（スーパー銭湯・岩盤浴・サウナ）の 営業再開に向けた考え方について

令和2年5月15日
広島県食品生活衛生課

【基本的な考え方】

一般公衆浴場以外の入浴施設（スーパー銭湯・岩盤浴・サウナ）の営業を再開するに当たっては、次のような徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウィルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。（レベル2以上の段階で行う感染防止対策を除く。）なお、感染防止対策を実施するにあたっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、この考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

(注) 下線はレベル2以上の段階で行う感染防止対策

1 感染源を絶つこと（入場時における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入場を自粛するよう掲示により注意喚起する。
レベル1に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
- ・利用者に対し、入浴前後でのマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者には、利用を自粛いただくよう掲示により注意喚起する。
レベル1に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
- ・レベル1に移行する日までは、施設のホームページや掲示において、県外からの利用を自粛するように促す。（レベル1に移行する日以降は、県外への移動の自粛要請の状況を踏まえて判断する。）

＜従業員向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、出勤しないことを徹底する。
- ・従業員はマスクを着用し、出勤前に連日健康チェックを行う。
また、利用者から物品や金品を受領する際は、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指

消毒を徹底する。

2 感染経路を絶つこと（施設内における注意事項）

<利用者向け>

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する。
レベル1に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
また、この間、脱衣所内やフロア内での飲食は控えていただく。

<施設向け>

- ・対策責任者、担当者を決め、本対策を遂行する。
- ・入口付近に手指消毒薬を配置する。
- ・受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（券売機のボタン、トイレの便座、ドアノブ、ロッカー、下駄箱、洗面台（蛇口）、イスなど）は、始業前、始業後に、丁寧に消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
レベル1に移行する日までは、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で丁寧に清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ・休憩スペースも感染リスクが比較的高いと考えられるので、始業前、終業後に、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で丁寧に清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ・レベル1に移行する日までは、備え付けの共用品（ドライヤー等）は使用させないか、又は、使用前後においてお客様にアルコール等で清拭してもらう。
- ・従業員の衣服（ユニフォーム）はこまめに洗濯する。
- ・従業員は、出勤時及びお客様が使用したもの（貸しタオル、浴衣等）を取扱った後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。
- ・鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避、3密の回避）

- ・入場時の受付では、人ととの十分な間隔（1メートル以上を目安に）を確保する。
待機列が発生した場合でも同様とし、確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限、整理券の発行等）を検討する。
- ・人ととの接触を避けるための十分な距離（1メートル以上を目安に）を確保することができない場合には入場制限や利用時間制限の可能性があることを施設のホームページや掲示において周知する。
- ・換気（機械換気、自然換気）に努める。後者の場合、2方向の窓を数分間程度、毎時間2回全開にする。
- ・レベル1に移行する日までは、サウナの付近に次の掲示をする。
 - ・一度に利用（入室）できる人数は○人。（室内で接触回避に十分な距離を確保できる数とする）
 - ・室内では声を出さない。
 - ・長時間の利用は控える。
- ・レベル1に移行する日までは、人の集まるイベントを開催しない。

4 その他

施設休止後の再開時には、レジオネラ属菌が増殖している危険性が高いので、十分に消毒した後に営業を再開する。

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～
(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議) ¥
- ・「施設の使用再開に伴うレジオネラ症への感染防止対策について」
(2020年5月13日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡)

まつ毛エクステンション及び美容所に併設される諸施設等の 営業再開に向けた考え方について

令和 2 年 5 月 15 日
広島県食品生活衛生課

【基本的な考え方】

まつ毛エクステンション及び美容所に併設される諸施設（ネイルサロン、リラクゼーション、エステサロン、脱毛サロン等）の営業を再開するに当たっては、次のような徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウィルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用して検討する。（レベル 2 以上の段階で行う感染防止対策を除く。）なお、感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、この考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

(注) 下線はレベル 2 以上の段階で行う感染防止対策

1 感染源を絶つこと（入店時における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い者については、入店を自粛するよう掲示により注意喚起する。
レベル 1 に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
- ・利用者に対し、施術前後でのマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない者は入店を自粛いただくよう、掲示により注意喚起する。
レベル 1 に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
- ・レベル 1 に移行する日までは、施設のホームページや掲示において、県外からの利用を自粛するように促す。（レベル 1 に移行する日以降は、県外への移動の自粛要請の状況を踏まえて判断する。）

＜従業員向け＞

- ・発熱や、軽度であっても咳、咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、出勤しないことを徹底する。

- ・対策の責任者及び担当者（美容師が複数いる場合は管理美容師）を決め、以下の事項について、従業員への指示と確認を徹底させる。
 - ・勤務時におけるマスクの着用
 - ・出勤前の健康チェック
 - ・出勤時及び施術後における手洗いと手指消毒
- ・利用者から物品や金品を受領する際には、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒を徹底する。

2 感染経路を絶つこと（施設内における注意事項）

<利用者向け>

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する。
レベル1に移行する日までは掲示に加え、窓口での声掛けなどにより対応する。
また、この間、待合スペースでの飲食は控えていただく。

<施設向け>

- ・対策責任者、担当者（美容師が複数の場合は管理美容師）を決め、本対策を遂行する。
- ・入口付近に手指消毒薬を配置する。
- ・受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなど、飛沫対策を講じる。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（トイレの便座、ドアノブ、イス（施術用・待合用）、荷物カゴ、券売機のボタンなど）は、始業前、始業後に、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で丁寧に清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
レベル1に移行する日までは、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で丁寧に清掃、消毒を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
- ・従業員の衣服（ユニフォーム）はこまめに洗濯する。
- ・鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避、3密の回避）

- ・待合室では、人と人との間隔（1メートル以上を目安に）を空けて座れるよう工夫することとし、これが困難な場合は、時間毎のお客の数に制限を設ける（予約制）ことを検討する。
- ・十分な換気（機械換気、自然換気）に努める。後者の場合、2方向の窓を数分間程度、毎時間2回全開にする。

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～
(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)